

日本国厚生労働省と米国保健福祉省との間の意図表明文書（仮訳）

日本国厚生労働省（MHLW）及び米国保健福祉省（HHS）（以下、総称して「当事者双方」、個別に「当事者」という。）は、緊急事態への備え及び対応並びに感染症危機対応医薬品等の計画、開発及び展開に継続して共に取り組むこととしている。こうした取組は、2017年5月3日に署名された厚生労働省と保健福祉省との間の協力覚書及び1988年6月20日にトロントで署名され改正・延長された科学技術における研究開発のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の支援の下で発展してきたものであり、同取組を継続させることを意図する。

近年の事案は、二国間及び多数国間の場合における健康安全保障に関する日米間の実務レベルでの継続的な協力による具体的な成果を生み出すことの重要性を強調している。当事者双方は、日米同盟が自由で開かれたインド太平洋という共通のビジョンに根ざしていることを認識し、今回の協力がこのビジョンの拡大に資するものとなることを意図する。

I. 目的

当事者双方は、以下の目的で、既存の協力関係を継続及び拡張することを目指す。

- 当事者双方、両国及び世界の相互利益のための強力なパートナーシップを継続すること。
- 当事者双方が公衆衛生上の緊急事態時に協力する能力を向上させること。
- 両国の健康安全保障を推進すること。

II. 協力分野

当事者双方は、以下の分野で協力することを意図する。

1. 感染症危機対応医薬品等（MCM）の戦略、計画、研究開発及び備蓄

- MCMに係る研究開発における具体的に見込まれる共同プロジェクトの特定
- 既存の MCM の研究開発に係る戦略について、ポートフォリオ及び流通に関する情報の共有
- 既存の MCM の備蓄及び備蓄戦略に関する、法律の規定範囲内での情報の共有
- 健康への脅威、MCMに関する計画、MCMの評価及びMCMの定量化等に関する評価の共有

2. 健康危機管理

- ベストプラクティス、能力及び対応の教訓の共有

- 標準的な運用手順の開発及び他の同志国との協力拡大を含む、共同の災害派遣医療チーム（DMAT）業務の能力を開発するための協力活動の継続
 - 共同 DMAT 緊急対応演習の実施
 - 適切な分野における特定の地域及び国に焦点を当てた健康危機管理の能力開発の実施における連携
 - 地域及び主要国における能力向上のための訓練及び演習活動の調整
 - 国立新興特殊病原体研修・教育センター（NETEC）を通じた、重大な影響を及ぼす病原体に関する運用機能、訓練、臨床管理及び研究における協力
3. 世界的な健康安全保障の強化
- 東アジア地域における域内各国の健康安全保障状況の評価の促進のための共同活動
 - 域内各国におけるアウトブレイク又は緊急事態への対応について強み及び弱みを特定するための共同訓練及び事後レビューの促進
 - 健康安全保障を強化する活動を実施するための効果的な計画策定の手続に関与することを目的とした域内各国に対する支援
4. 情報共有
- 当事者双方の間の情報共有のための定期的な関与
 - 日米の健康安全保障協力を更に推進するための情報共有に関する必要な追加的取決めの策定

当事者双方は、こうした課題は地球規模のものであることを認識し、公衆衛生上の課題への対応を更に可能とするため、多数国間システムの強化を目的として同志国と連携することを意図する。当事者双方は、「日米医学バイオディフェンス研究シンポジウム」を「日米ヘルスセキュリティ委員会」に改め、その下での活動を含め、可能な場合には既存の協力枠組みを更に発展させることを意図する。

III. 協力の方法

この意図表明文書は、協力の方法として以下を含むが、これらに限定されるものではない。

- 専門家及び科学者等の交流及び研修
- 共同プロジェクト
- 情報の共有
- 相談、会議、シンポジウム、学術会議及びウェビナー

IV. 制限事項

この意図表明文書に基づき当事者双方により行われた全ての提案は、予算を含む適切な資源の利用可能性を条件として行われる。この意図表明文書のいかなる内容も、それ自体では、厚生労働省又は保健福祉省に対し、予算の拡大、契約、支援の合意及び省庁間の合意の作成又は財政的義務の負担を義務付けるものではない。この意図表明文書の実施に関連する全ての活動は、当事者双方の適用される法令及び手続に則って実施される。この意図表明文書は、国際法又は国内法に基づく拘束力のある義務を課すものではない。

V. 開始、修正及び期間

この意図表明文書の下での協力は、当事者双方の署名により開始し、5年間継続することを意図する。この意図表明文書は、当事者双方の書面による同意に従って、いつでも修正することができる。一方の当事者は、いつでもこの意図表明文書を終了させることができ、終了を希望する日の少なくとも 30 日前に、他方の当事者に書面による通知を提出するよう努める。

2023 年(月)(日)、(場所)において、英語で 2 通に署名する

日本国厚生労働省のために

アメリカ合衆国保健福祉省のため
